

第 V 編 各種事故対策編

第1章 火災対策計画

【危機管理室、埼玉県南西部消防本部】

第1節 火災予防

第1 消防力の強化

消防力の整備、消防施設の充実、消防職団員の教養訓練等を通じて、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想を普及徹底して予防消防の実をあげ、火災から住民の生命、身体及び財産を保護して生活の安定を期するものとする。

第2 消防計画の作成

1 組織計画

埼玉県南西部消防本部が災害に対処するための事務機構と災害時の部隊の編成を事前に定める。

2 消防団の育成・強化

消防力の補完的な組織であり、地域の防災リーダーとしての活動が期待される消防団の育成・強化を図る。計画策定上は、資機材の充実、訓練、意識の高揚、住民への指導広報等に配慮する。

3 消防施設整備計画

消防の施設及び人員の現況を把握し、施設の整備拡充と人員の確保を図り、消防力の整備指針にのっとり市の社会構造の変化に対処できるよう消防施設整備計画を策定する。また、消防力等の更新についても併せて検討するものとする。

4 調査計画

災害に対処して、適切な防御活動を行うことができるよう、管内の消防地図、地理、水利及び災害危険区域等を調査するとともに、調査結果に基づき、大規模な災害の発生を予想した被害想定図の作成を行う。

5 教育訓練計画

消防組織が、その任務を達成するためには消防職団員の資質の向上を図る必要があるので、教育訓練計画には基礎訓練を重点的に取り上げる一方、消防対象物に応じた防御知識の習得と技能の向上を図る。

6 災害予防計画

科学技術及び産業経済の発展と社会生活の向上によって災害の危険性が増大するとともに、複雑多様化しているため、火災を発生させるおそれのある施設、設備、器具及び危険物等の予防審査を行う一方、一般住民の災害予防に対する協力体制を確立する。

7 警報発令伝達計画

異常気象時に災害を未然に防止するため、火災警報の発令及び解除の基準を定め、その伝達

及び周知方法等を計画する。

8 情報計画

災害情報収集、報告は災害に対処するうえで重要なものであるから、これらが的確に行われるための体制を確立する。

9 火災警防計画

火災を警戒し、鎮圧するためには、各種消防事象に対する調査、研究及び科学的な理論と経験に基づく防御技術が最高度に発揮されなければならない。それには、地形別、地域別、構造別、気象別等に火災の特性を把握し、消防力を有機的かつ、合理的に運用できる警防計画を確立し、防御効果を高度にあげるよう消防職団員に習熟させる。

10 風水害等警防計画

風水害等を警戒、防御するための消防職団員の招集、出動体制及び水防関係機関との協力体制等についての計画を定める。

11 避難計画

避難に関する計画は、身体、生命を保護し、人的災害の拡大を防ぐため、特に影響を及ぼす重要なものであるので十分検討し、避難の勧告、指示、避難経路、避難先等を市と連携して具体的に定めておく。

12 救助救急計画

平常時、非常時に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者に対する救助、救急が的確に行われるよう計画を定めておく。

13 応援協力計画

大規模災害の発生に際して、埼玉県南西部消防本部のみでこれに対処することができない場合等に相互に応援協力するため、市町村相互間及び関係機関等との間の協力体制を確立しておく。なお、応援協定は、口頭又は習慣によることなく、必ず文書をもって締結しておくものとする。

第3 建築物の不燃化

【Ⅲ震災対策編 第1章 第4節 災害に強いまちづくり 《予防・事前対策》 第3 都市の不燃化 震災-23】を準用する。

第4 火災発生原因の制御

1 防火管理者制度の効果的な運用

学校、工場等収容人員50人（病院、劇場、百貨店等30人）以上の防火対象物には、必ず防火管理者を選任させるとともに当該管理者に対して、消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の点検、整備及び火気の使用等について周知徹底する。又、防火管理者を育成するため、消防本部による防火講習会の開催を促進する。

2 高層建築物等の火災予防対策

高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備の維持管理等について、指導徹底を図る。

3 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、埼玉県南西部消防本部は火災予防運動を実施する。

第5 消防団及び自衛消防組織の充実

1 消防団員の確保対策

消防団員の確保のため、次の対策を推進する。

- (1) 消防団装備の機械化、軽量化
- (2) 消防ポンプ自動車等の重点配置
- (3) 消防団組織を発展的に改善し、合理的に再編成を行う
- (4) 中核となる団員の育成・団員の資質の向上を図る
- (5) 団員の処遇改善
- (6) 女性・大学生に対する消防団への加入促進及び機能別団員、分団制度の活用

2 民間自衛防災組織等の育成強化

火災の公共危険性にかんがみ、防災思想の普及徹底と初期消火体制の確立を目標として、次により自衛消防力の強化に努める。

(1) 民間防災組織の確立

地域の防火防災意識の高揚を図るとともに、発災時に自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、防火安全協会、女性防火クラブなど民間防災組織の育成強化に努める。

- (2) 大規模な工場、事業所等の災害を防除して安全体制を確立するため、これらの自衛消防組織の育成強化を図る。

(3) 消防用設備等の整備充実

防火対象物等の関係者は、公設消防機関の活動開始前における消防活動に必要な資器材を整備するとともに、公設消防隊の活動を円滑にならしめるための諸施策を講ずるものとする。

第2節 消防活動

第1 消防本部による消防活動

1 情報収集、伝達及び応援隊の受入準備

(1) 災害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、消防無線、参集職員の情報等を総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

(2) 把握結果の緊急報告

消防長は災害の状況を市長（場合によっては知事）に対して報告し、応援要請等の手続に遅れのないよう働きかける。

(3) 応援隊の受入準備

応援隊の円滑な受入れを図るため、準備を行う。

2 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、それぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。その際、以下の原則にのっとる。

(1) 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が大規模に拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消防活動を行う。

(2) 重要地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消防活動を行う。

(3) 消火可能地域優先の原則

大規模に延焼拡大した場合は、消火可能地域を優先して消防活動を行う。

(4) 市街地火災消防活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設、危険物輸送中の事故等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分の消防活動を最優先とした消防活動を行う。

(5) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護に必要な消防活動を優先する。

(6) 火災現場活動の原則

ア 出場隊の指揮者は、災害の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火造建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(7) 救急救助

要救助者の救出救助とその負傷者に対しての応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

第2 消防団による消防活動

1 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し、出火防止（火気の使用停止、ガスの元栓閉鎖・電気のブレーカー遮断等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

2 消火活動

地域における消火活動、あるいは主要避難路確保のための消火活動を、単独もしくは消防本部と協力して行う。

また、倒壊家屋、留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

3 救急救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救出救助と負傷者に対しての応急処置を実施し、安全な場所へ搬送を行う。

4 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

5 情報収集

早期に災害情報を収集し、消防本部に連絡する。

6 応援隊の受入準備

応援隊の受入準備及び活動地域への案内等を消防本部と協力して行う。

第3 他の消防機関に対する応援要請

【Ⅲ震災対策編 第1章 第9節 地震火災予防と消防活動 《予防・事前対策》 第7 協力体制の整備 震災-73】及び【Ⅲ震災対策編 第1章 第9節 地震火災予防と消防活動 《応急対策》 第3 他の消防機関に対する応援要請 震災-75】を準用する。

第3節 大規模火災予防

第1 災害に強いまちづくり

【Ⅲ震災対策編 第1章 第4節 災害に強いまちづくり 《予防・事前対策》 震災-16】を準用するほか、次による。

市は、火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、水面・緑地帯の計画的確保、防火地域及び準防火地域の防火性に配慮した地区計画等の確かな指定等を行い、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るものとする。

市は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡

【Ⅲ震災対策編 第1章 第7節 情報収集・伝達 《予防・事前対策》 震災-57】を準用するほか、次による。

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、国、関係市町村、朝霞警察署、埼玉県南西部消防本部等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び県とのネットワークの確保を図るものとする。

2 災害応急体制の整備

【Ⅲ震災対策編 第1章 第5節 防災体制 震災-41】を準用するほか、次による。

(1) 職員の体制

市、消防機関及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制

市及び埼玉県南西部消防本部は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

3 消火活動体制の整備

市は、大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川水やプール、ため池等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努めるものとする。

また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え

【Ⅲ震災対策編 第1章 第14節 緊急輸送 《予防・事前対策》 震災-114】を準用するほか、次による。

大規模火災発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市及び道路管理者は、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

5 避難収容活動への備え

(1) 避難誘導

市は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から地域住民に周知徹底するとともに、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、市は、大規模火災発生時に高齢者、障害者等の避難行動要支援者の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制を整備するとともに、避難誘導訓練を実施するものとする。

なお、避難路の指定については、【Ⅲ震災対策編 第1章 第12節 避難対策 《予防・事前対策》 震災-88】に定める。

(2) 避難所

市は、指定避難所を指定し、住民への周知徹底に努めるものとする。また、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

また、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努めるものとする。

さらに、密集市街地における大規模火災が発生した場合を勘案し、県営和光樹林公園を広域避難地に指定する。

6 施設、設備の応急復旧活動

市及び県、事業者その他関係機関は、所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ応急復旧活動を行うための体制や資機材を、あらかじめ整備しておくものとする。

7 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、【Ⅲ震災対策編 第1章 第7節 情報収集・伝達 《予防・事前対策》 震災-57】及び【Ⅲ震災対策編 第1章 第8節 広報・広聴活動 震災-67】を準用し、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備

するものとする。

また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ定めておくものとする。

8 防災関係機関等の防災訓練の実施

(1) 訓練の実施

市及び事業者は、大規模火災を想定し、住民参加によるより実践的な消火、救助・救急活動等の訓練を実施するものとする。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

市及び事業者が訓練を行うに当たっては、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫するものとする。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

第3 防災知識の普及、訓練

1 防災知識の普及

埼玉県南西部消防本部は、年2回春季と秋季に火災予防運動を実施し、住民に大規模火災の危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動や避難所でのとるべき行動等について周知徹底を図るものとする。

市は、木造密集地域等に対する防災アセスメント調査を実施し、住民に分かりやすい防災マップや防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を作成し、住民への配布や研修等を通じて、防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、学校等の教育機関や自主防災組織、各自治会等においては、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

2 防災関連設備等の普及

市は、住民等に対し、消火器や避難用補助具等、住宅用防災機器の普及に努めるものとする。

3 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

第4節 大規模火災対策

第1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

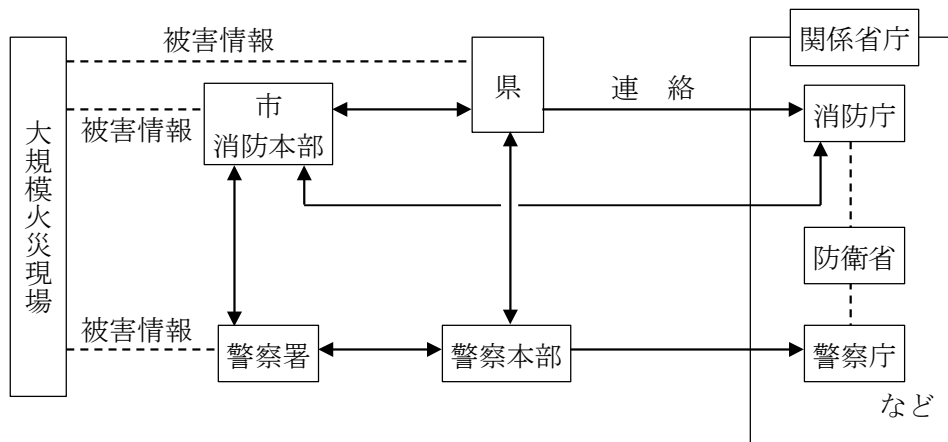
1 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模火災発生直後の被害情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況及び人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害状況（規模）に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

(2) 大規模火災情報の収集・連絡系統

大規模火災情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



(3) 情報の分析整理

市は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握したうえ、被害想定を実施し、災害の危険性を分析整理する。

(4) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策活動状況、災害対策本部設置状況及び応援の必要性等を連絡する。

また、必要に応じて、応急対策活動情報に関し、県及び防災関係機関と相互に情報交換を行う。

2 通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者と連携し、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 活動体制の確立

1 市の活動体制

【Ⅲ震災対策編 第1章 第5節 防災体制 《応急対策》 震災-42】を準用するほか、次による。

(1) 職員の招集

市は、災害発生後速やかに職員の非常招集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、応急対策活動における必要な措置を講じる。

(2) 災害対策本部の設置

大規模火災が発生した場合は、災害対策本部条例等に従って、直ちに市長を災害対策本部長とする災害対策本部を設置し、速やかに応急活動体制に移行する。

(3) 埼玉県への報告

火災の発生状況及び人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

(4) 埼玉県への応援要請

市だけの体制では対応が困難であると判断した場合、知事に対して、応援要請（自衛隊の災害派遣を含む。）を行う。

2 事業者の活動体制

火災が発生した事業所の防火管理者は、発災後速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるとともに、従業員の非常参集、施設利用者の避難誘導、情報収集連絡体制の確立等必要な対策を講じるものとする。

第3 消火活動

【Ⅲ震災対策編 第1章 第9節 地震火災予防と消防活動 《応急対策》 震災-74】を準用するほか、次による。

市の消防体制では対応が困難な場合、県に対し次の要請を行う。なお、その際、消火活動の調整を行う指揮所を設置する。

1 自衛隊の災害派遣要請

火災の規模や収集した被害情報等から判断し、応急措置を実施するために必要がある場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、【Ⅲ震災対策編 第1章 第6節 支援要請・受援体制 《応急対策》 第4 自衛隊への災害派遣要請 震災-53】による。

2 他自治体の応援要請

被害の規模に応じて、他自治体の応援が必要な場合は、知事に応援を要請する。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【Ⅲ震災対策編 第1章 第14節 緊急輸送 《応急対策》 震災-116】を準用するほか、次による。

1 緊急輸送活動

市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

2 交通の確保

市は、現場の警察官及び防災関係機関等からの情報に加え防災カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は道路管理者と連絡を保ち、緊急輸送路を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うことがあるものとする。

第5 避難収容活動

大規模火災発災時における避難・誘導については、状況に応じて、【Ⅲ震災対策編 第1章 第12節 避難対策 《応急対策》 震災-91】を準用する。

第6 施設・設備の応急復旧活動

市、県及び公共機関は、専門技術をもつ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン及び公共施設等の応急復旧を速やかに行う。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

【Ⅲ震災対策編 第1章 第7節 情報収集・伝達 《応急対策》 震災-58】及び【Ⅲ震災対策編 第1章 第8節 広報・広聴活動 震災-67】を準用するほか、次による。

被災者等への情報伝達に当たっては次の事項に留意する。

1 被災者等

市は、大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確な情報を適切かつ迅速に提供する。また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社など報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人などといった要配慮者に対して十分に配慮する。

2 市民

市は、被災者以外の市民に対しても、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第2章 危険物等災害対策計画

第1節 危険物等災害予防

市は、危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、県及び関係機関と連携して関係法令に基づき保安体制の強化、適正な施設の維持管理の保安措置を講ずるために保安教育及び防火思想の啓発等の徹底を図り、危険物等災害を予防する。

第1 危険物

【埼玉県、埼玉県南西部消防本部、危機管理室、警察本部、施設管理者】

- 1 危険物施設等の整備及び改善
次により危険物製造所等の整備改善を図る。
 - (1) 危険物製造所等の位置、構造及び設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。
 - (2) 立入検査を励行して災害防止の指導をする。
- 2 危険物取扱者等の制度の運用
次により危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。
 - (1) 危険物保安監督者の選任、解任の届出を徹底させる。
 - (2) 危険物の取扱いについて技術上の基準を遵守するよう指導する。
 - (3) 法定講習会等の保安教育を徹底する。
- 3 安全管理の指導
次により施設及び貯蔵、取扱いの安全管理を図る。
 - (1) 施設の管理に万全を期するため、危険物施設保安員等の選任を指導する。
 - (2) 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成及び遵守を指導する。

第2 高圧ガス

【埼玉県、埼玉県南西部消防本部、危機管理室、警察本部、施設管理者】

- 1 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
- 2 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。
- 3 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携して、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の注意喚起を行う。
- 4 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう施設の維持管理及び保安教育の徹底等の注意喚起を行う。

第3 鉄砲・火薬類

【埼玉県、警察本部、危機管理室、施設管理者】

- 1 猟銃・火薬類の製造、販売、貯蔵、消費、その他の取扱いを武器等製造法及び火薬類取締法の基準に適合するよう指導又は措置命令を行い災害を防止し、公共の安全の確保を図る。
- 2 経済産業大臣、県、警察及び消防機関と協調し取締指導方針の統一、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。
- 3 埼玉県火薬類保安協会と連携して、火薬類取扱保安責任者講習会等を開催するとともに、公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故例の配布を行い、火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導に当たる。

第4 毒物・劇物

【埼玉県、埼玉県南西部消防本部、危機管理室、警察本部、施設管理者】

- 1 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導及び立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- 2 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導に当たる。
- 3 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、市内の毒物劇物営業者に対し、毒物劇物の適正管理等について防災上の指導に当たる。

第2節 危険物等災害応急対策

【埼玉県南西部消防本部、危機管理室、警察本部、施設管理者】

第1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

第2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講ずる。

- 1 危険物の流出及び拡散の防止
- 2 流出した危険物の除去、中和等
- 3 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置
- 4 立入禁止区域の設置
- 5 その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置

第3節 高圧ガス災害応急対策

【埼玉県南西部消防本部、危機管理室、施設管理者】

第1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス関係の事業所に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、二次的災害を起こすおそれがあることから作業は必ず中止し、必要に応じガスを安全な場所に移すか又は放出させ、住民の安全を確保するため退避させる等の措置を講ずるとともに、直ちに消防機関又は警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

第2 応急措置

- 1 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領（平成20年7月1日施行）」に基づき県が実施する応急措置の周知を図るものとする。
- 2 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。
 - (1) 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。
 - (2) 貯蔵所又は充てん容器が危険な状態になったときは、直ちに充てん容器は安全な場所に移す。
 - (3) (1)、(2)に掲げる措置を講ずることができないときは、従業者又は必要に応じて附近の住民に退避するよう警告する。
 - (4) 充てん容器が外傷又は火災を受けた場合には、充てんされている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充てん容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、もしくは地中に埋める。
- 3 知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合には、高圧ガス保安法により緊急処置命令を発する。

ただし、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に規定される液化石油ガスの供給設備及び消費設備については、組合管理者が緊急措置命令を発する。

第4節 火薬類災害応急対策

【埼玉県、警察本部、危機管理室、施設管理者】

第1 活動方針

火薬類取締法により、火薬庫が火災、水災等により危険な状態になった場合においては、その後において二次的大災害を起こすおそれがあることから、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、当面の責任者に応急の措置を講ぜしめるとともに、すみやかに警察官、消防吏員、消防団員等のうち最寄りの者に届け出ることとし、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

第2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にしてすみやかに次の措置を講ずる。

- 1 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者の近づくことを禁止する。
- 2 道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を附近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- 3 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

第5節 毒物・劇物災害応急対策

【危機管理室、施設管理者】

第1 活動方針

毒物・劇物取扱施設に係る災害が発生し、不特定、又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講ずる。

また、届出を受けた者は直ちに関係機関に通報すると同時に災害防止の緊急措置を講ずる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害部隊（毒劇物対応隊）により、応急措置を講ずる。

第2 応急措置

施設管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

- 1 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講ずる。
- 2 災害をまぬがれた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講ずる。
- 3 毒物劇物による保健衛生上の危害を生ずる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。

第6節 サリン等による人身被害対策

【危機管理室、健康保険医療課、保健センター】

市は、市内にサリン等による人身被害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市内を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期するための活動を行う。

第1 応急対策活動への移行

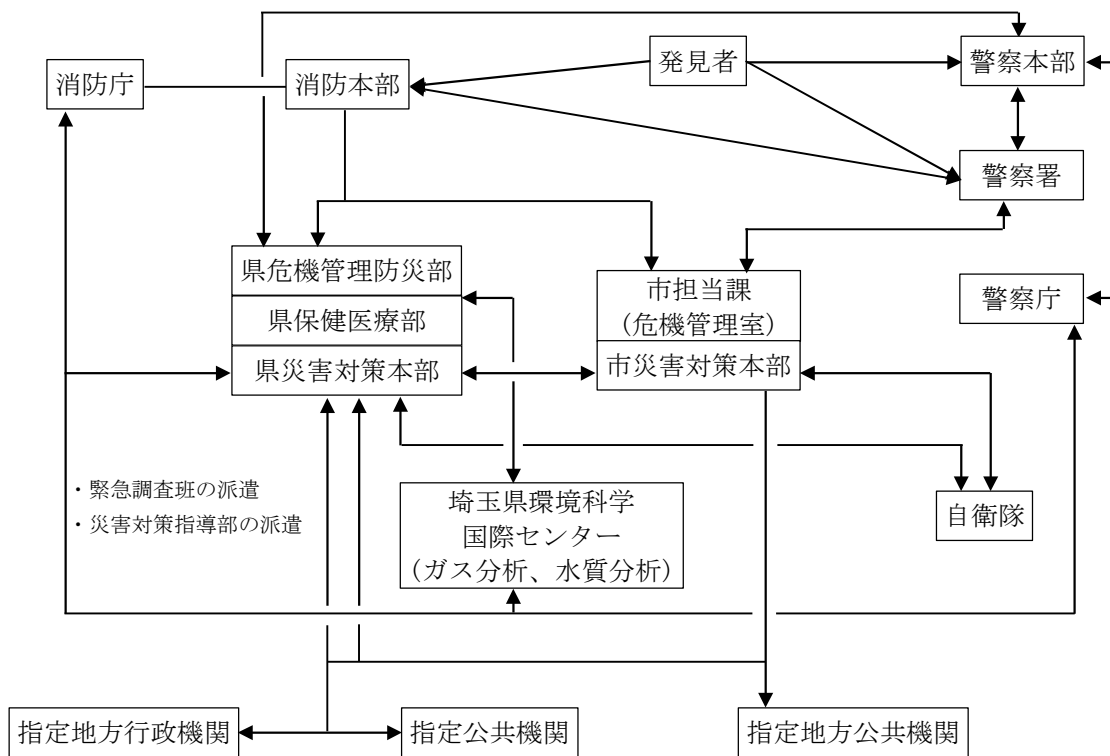
市内にサリン等による人身被害が発生した場合、市は災害対策本部を設置し、応急活動に当たる。応急対策活動への移行については、【Ⅲ震災対策編 第1章 第5節 防災体制 《応急対策》 震災-42】を準用するほか、次による。

市内にサリン等による人身被害が発生した場合、速やかに災害対策本部を設置し、応急対策活動に移行する。

第2 情報の収集・伝達

市は、市内にサリン等による人身被害が発生した場合、その被害状況、事故災害応急対策に関する措置事項及び今後の措置に関する事項について県に報告する。

サリン等による人身被害に関する連絡通報系統は、次のとおりである。



第3 自衛隊への災害派遣要請

【Ⅲ震災対策編 第1章 第6節 支援要請・受援体制 《応急対策》 第4 自衛隊への災害派遣要請 震災-53】を準用するほか、次による。

1 毒性ガス等の対処

毒性ガス等が発生したと推測される場合には、情報収集等のための派遣要請を含め、毒性ガス等の対処行動について、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

2 汚染除去

市は市域に人身被害が発生した場合、有毒物質の汚染を除去するため、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

第4 立入り禁止等の措置

市は、埼玉県南西部消防本部及び警察署等と連携し、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物及び車両等への立入りを禁止し、また、これらの場所にいる者を退去させる。

第5 避難活動

【Ⅲ震災対策編 第1章 第12節 避難対策 《応急対策》 震災-91】を準用するほか、次による。

市は、被害拡大のおそれがあると認められた場合は、警察と連携し必要に応じて被害現場周辺の住民に対して避難勧告又は避難指示（緊急）を行う。

第6 救急救助活動

【Ⅲ震災対策編 第1章 第10節 救急救助活動 《応急対策》 震災-78】を準用するほか、次による。

サリン等特殊な災害に対応するため、原則として自衛隊、緊急消防援助隊の特殊災害部隊（毒劇物対応隊）及び消防機関等、専門的な能力をもった組織により対処する。

第7 医療救護活動

【Ⅲ震災対策編 第1章 第11節 医療救護活動 《応急対策》 震災-84】を準用する。

第3章 道路災害対策計画

市は、トンネル及び橋梁等の道路建造物の被害が発生した場合、また危険物を積載する車両の事故等により危険物等が流出した場合等の道路災害においては、被災者及び地域住民等の安全を確保するため、人命救助及び消火活動等の応急対策活動を実施する。

第1節 予防対策

【危機管理室、道路安全課】

第1 道路の安全確保

熊谷地方気象台が発表する気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、熊谷地方気象台からの情報を活用できる体制を整備しておくものとする。

また、市の管理する道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

さらに、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備するものとする。

第2 道路施設等の整備

市は、災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、道路施設等の防災対策を行うものとする。

また、道路施設等の点検を通じ、現状の把握に努めるとともに、災害を予防するための必要な施設の整備や、安全を確保するために必要な体制等の整備、早期復旧を図るための応急復旧用資機材を保有・整備することに努める。

第3 情報の収集・連絡体制の整備

国、県、近隣市区、警察、消防機関等の関係機関との間に情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

また、災害時における情報通信手段を確保するため、通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

その他基本事項、情報体制の整備については、【Ⅲ震災対策編 第1章 第7節 情報収集・伝達《予防・事前対策》 震災-57】を準用する。

第4 災害応急体制の整備

【Ⅲ震災対策編 第1章 第5節 防災体制 《予防・事前対策》 震災-41】を準用するほか、次による。

1 職員の体制

市及び道路管理者は、各機関における職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

なお、職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくものとする。

2 防災関係機関相互の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、各関係機関との間に相互応援協定の締結を促進する等、事前からの関係機関との連携を強化しておくものとする。

第5 緊急輸送活動体制の整備

【Ⅲ震災対策編 第1章 第14節 緊急輸送 《予防・事前対策》 震災-114】を準用するほか、次による。

道路災害発生時の緊急輸送活動を効果的に実施するために、市及び道路管理者は、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

第6 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、【Ⅲ震災対策編 第1章 第7節 情報収集・伝達 《予防・事前対策》 震災-57】及び【Ⅲ震災対策編 第1章 第8節 広報・広聴活動 震災-67】を準用し、道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備するものとする。

また、住民等からの問い合わせに対応する体制について、あらかじめ定めておくものとする。

第2節 道路災害応急対策

第1 道路災害情報の収集・伝達

【危機管理室、道路安全課】

1 事故情報等の連絡

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合には、速やかに市、県、関係都県及び国（国土交通省）と相互に連絡を取り合うものとする。

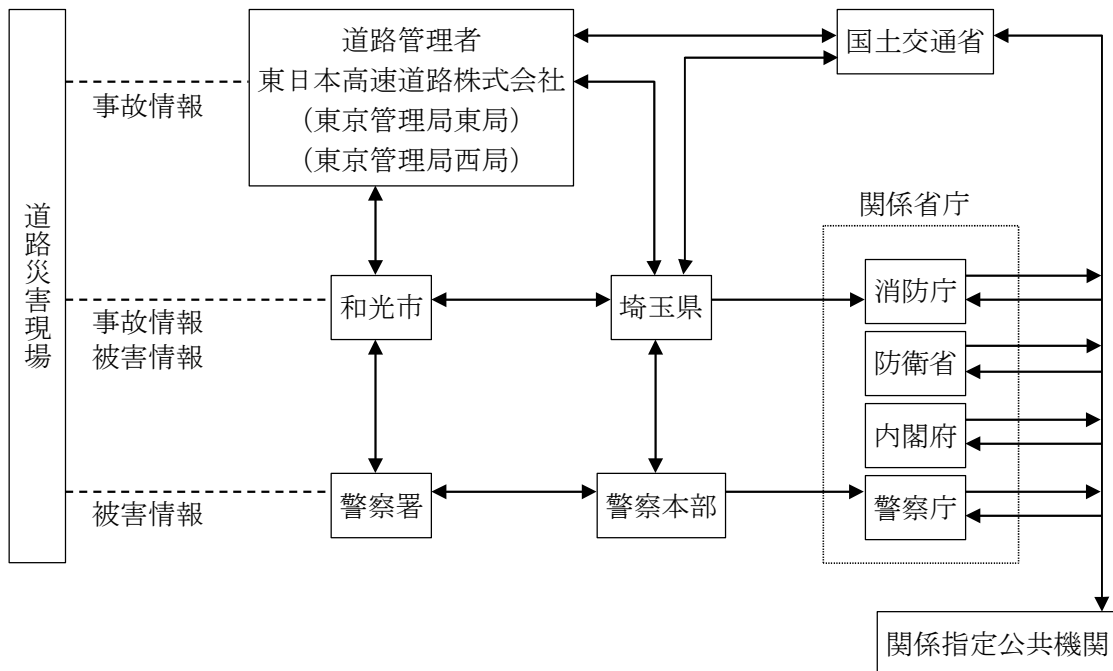
2 道路災害発生直後の情報の収集及び埼玉県への通報

(1) 道路管理者は、被害状況を市、県、関係都県及び国土交通省に連絡する。

(2) 市は、人的被害状況等の被害を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。

3 道路災害情報の収集・連絡系統

道路災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



4 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡するとともに、応急の必要性を連絡する。

道路管理者は、国土交通省に応急対策活動の実施状況、対策本部設置状況等を連絡する。

5 通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者と連携し、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

第2 応急対策活動への移行

【危機管理室、各課】

応急対策活動への移行については、【Ⅲ震災対策編 第1章 第5節 防災体制 《応急対策》 震災-42】を準用するほか、次による。

市は、大規模な道路災害が発生した場合、災害対策本部を設置し、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずる。

第3 消火活動

【道路安全課、埼玉県南西部消防本部】

道路管理者は、県、警察及び市等の要請を受け、迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

埼玉県南西部消防本部は、速やかに火災の状況を把握する。また、迅速に消火活動を行うとともに、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行うものとする。

第4 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【危機管理室、道路安全課】

【Ⅲ震災対策編 第1章 第14節 緊急輸送 《応急対策》 震災-116】を準用するほか、次による。

1 緊急輸送活動

市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

2 交通の確保

市は、現場の警察官及び防災関係機関等からの情報に加え防災カメラ等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は道路管理者と連絡を保ち、緊急輸送路を確保するため、道路及び交通状況を迅速に把握し、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うことがあるものとする。

第5 危険物流出に対する応急対策

【危機管理室、道路安全課、埼玉県南西部消防本部】

1 道路管理者の応急対策

道路管理者は、危険物の流出が認められた場合、関係機関と協力し、直ちに除去活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

2 埼玉県南西部消防本部の応急対策

埼玉県南西部消防本部は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、適切な避難誘導及び広報活動を行う。

第6 道路施設・交通安全施設の応急復旧

【道路安全課】

1 道路施設の応急復旧活動

道路管理者は、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設の仮設等の応急復旧活動を行う。早期の道路交通の確保に努めるだけでなく、道路管理者は、可能な限り復旧予定時期を明示する。また、道路施設の応急復旧活動に際し、類いの災害の再発防止のために、災害箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

2 交通安全施設の応急復旧活動

警察は、災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講ずる。また、警察は災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずる。

第7 被災者等への的確な情報伝達活動

【危機管理室、秘書広報課】

【Ⅲ震災対策編 第1章 第8節 広報・広聴活動 震災-67】を準用するほか、次による。被災者等への情報伝達に当たっては次の事項に留意する。

1 被災者等

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確な情報を適切かつ迅速に提供する。また、情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社など報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人などといった要配慮者に対して十分に配慮する。

2 市民

市は、被災者以外の市民に対しても、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。

3 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民や関係者等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図るものとする。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努めるものとする。

第4章 農林水産災害対策計画

【産業支援課】

暴風雨、豪雨、降雹（ひょう）、降霜、干ばつ、低温、降雪等による農林水産関係災害に関し、災害予防及び災害発生時の的確・円滑な災害対策を実施する。

第1節 和光市及び農業協同組合等関係団体の役割

第1 和光市の役割

市は、管内の農業協同組合等関係団体と連絡を密にして、凍霜害の防除体制を整備し、凍霜害が発生した場合はその被害実態を把握するとともに技術対策等を関係農家に周知させる。

第2 農業協同組合等関係団体の役割

農業協同組合等関係団体は、市と一体となって次の事項を行う。

- 1 凍霜害の防除技術の普及、被害実態の把握、善後対策等の実施に努めるとともに、あらかじめ管内の関係農家を指導して、霜注意報の把握体制を確立しておく。
- 2 気象台の発表する霜注意報等を把握し、これを関係農家に周知徹底するように努めるとともに、当該農家においてもこの霜注意報等を独自で把握して対応するように指導啓発する。

なお、気象台が発表する予報は、テレビ、ラジオのほかテレホンサービス（177番）を利用する。

第2節 注意報・警報等の伝達

市は、県（さいたま農林振興センター、農林総合研究センター、消防防災課）から、次の注意報及び警報等の伝達を受けた場合は、あさか野農業協同組合等に対し必要な指導を行う。

区 分	種 類
注 意 報	強風、大雨、大雪、雷、霜、低温、洪水
警 報	暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水
その他の気象情報	大雨、洪水、台風、低温

第3節 災害の応急対策及び復旧

第1 農作物及び農業生産施設

被害実態に応じて草樹勢の回復、病害虫の防除、損壊施設の応急措置等にかかる必要な技術対策を速やかに樹立し、その指導の徹底を期する。

また、災害規模・損失程度により農業生産力の維持及び農業経営の安定に必要なと認められる場合は、「埼玉県農業災害対策特別措置条例」に基づく助成措置を講ずる。

第2 農地及び農業用施設

被災農地及び農業用施設の原形復旧等、機能回復に万全を期すとともに、災害程度・損失程度に応じて「埼玉県農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱」に基づき必要な助成措置を講ずる。

第3 家畜及び家禽

災害に伴い発生するおそれのある家畜伝染性疾病及びその他の多発生病を予防するため災害の態様に応じて必要な措置を講ずる。

また、飼料の確保について、県内飼料の円滑な流通と価格の安定を図るよう指導する。

第5章 放射性物質事故災害対策計画

【危機管理室、社会援護課、環境課、保健センター】

第1節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

第1 趣旨

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、住民の生活にも大きな影響が及んだところである。

本計画では、核燃料物質・放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）が一般環境中に飛散する等の事故が発生した場合の影響の甚大性に鑑み、その迅速かつ円滑な対応を図るため、特に地域防災計画にその予防対策、応急対策、復旧対策を定めるものとする。

第2 現況

県には、核燃料物質を使用している事業所があるほか、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設が多数あり、市では、理化学研究所が放射性物質を取り扱っている。

一方、県内には原子力施設（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第6条の2第1項に基づき原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」の対象となる施設をいう。以下同じ。）は立地していないが、市から近距離を走る高速道路を核燃料物質輸送車両が通過している。なお、本県は、近隣県にある原子力施設の「原子力災害対策重点区域」及び「緊急時防護措置を準備する区域」に含まれていない。

しかしながら、県から80キロメートル強の位置にある東海第二原子力発電所をはじめ、福島第一・第二原子力発電所や柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所といった原子力施設が本県の周囲に立地している。

そこで、市では、核燃料物質等の輸送中の事故及び放射性物質取扱施設における事故について、その対策を定める。

なお、事故の未然防止には、専門知識を有する使用事業者の取組が最も重要であるが、放射性物質の取り扱い事業所は限られ、国からの連絡により県及び消防本部はその全施設数を把握している。

第3 計画において尊重する指針

この計画の専門的・技術的事項については、原子力災害対策指針を十分尊重するものとする。なお、原子力災害対策指針については、原子力規制委員会が今後の検討課題としている事項もあり、市はその動向に注視していく。

第2節 予防対策

第1 放射性物質取扱施設に係る事故予防対策

1 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

2 放射性物質取扱施設の把握

市及び消防機関は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

第2 迅速かつ円滑な災害対策への備え

1 情報の収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 情報の分析・整理

市は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、県、国その他関係機関との連携を図るものとする。

(3) 通信手段の確保

市及び県は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市及び消防機関は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

市及び消防機関は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また災害の状況によっては、消火活動において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、県、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

(3) 広域応援連携体制の整備

放射線関係事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、市及び消防機関は、他市町村との応援協定に基づき、迅速な広

域応援協力が得られるよう準備しておくものとする。

3 緊急被ばく医療体制の整備

(1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

市は県と連携して、あらかじめ放射線被ばくによる障害の専門的治療が可能な医療機関について把握に努めるものとする。また、消防機関と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備する。

(2) 被ばく検査体制の整備

市は、放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて住民及び外部からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、県を通じて、あらかじめ周辺保健所における検査体制や、医療機関における検査体制の把握をしておくものとする。

(3) 傷病者搬送体制の整備

放射線関係事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、市内の医療機関では対応しきれない被害が生じた場合等に備えて、広域搬送等の体制の整備に努めるものとする。

なお、出勤に当たっては、放射線防護服を着用するなど、救急隊員等の二次汚染防止に留意するものとする。

4 防護資機材の整備

市及び消防機関は、放射線関係事故に備えて、救助・救急活動に必要な放射線防護資機材の整備に努めるものとする。

5 放射線等の測定体制の整備

市では、東日本大震災以降、市内の公共施設等において継続的に空間放射線量の測定を行っている。今後、放射線関係事故が発生した場合に備え、現在の測定体制を維持していくものとする。

6 避難所の指定及び避難収容活動への備え

(1) 避難所の指定及び避難体制

放射線関係事故に対する避難所は、【Ⅲ震災対策編 第1章 第12節 避難対策 《予防・事前対策》 震災-88】に指定する避難所と同様とするものとする。

住民の避難体制については、【Ⅲ震災対策編 第1章 第12節 避難対策 《予防・事前対策》 震災-88】を準用する。

(2) 避難誘導

市は、放射線関係事故発生時に、高齢者、障害者等の要配慮者及び放射線の影響を受けやすい乳幼児、児童、妊産婦等の適切な避難誘導を図るため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。

7 飲料水の供給体制の整備

【Ⅲ震災対策編 第1章 第13節 物資供給計画 《予防・事前対策》 第2 飲料水供給体制の整備 震災-100】を準用する。

特に、乳児に優先的な飲料水の供給を実施する場合は、県等と協議して対策を講ずるものとする。

8 広報体制の整備

【Ⅲ震災対策編 第1章 第8節 広報・広聴活動 震災-67】を準用する。

9 住民相談窓口の整備

【Ⅲ震災対策編 第1章 第8節 広報・広聴活動 震災-67】を準用する。

10 防災教育・防災訓練の実施

市は、放射線関係事故の特殊性を考慮し、応急対策活動の円滑な実施を図るため、県や関係機関と連携して職員研修や住民への広報活動並びに訓練の実施に努めるものとする。その際は、次の事項に留意することとする。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 放射線防護に関すること。
- (3) 放射線による健康への影響に関すること。
- (4) 放射線関係事故発生時に県及び市町村がとるべき措置に関すること。
- (5) 放射線関係事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (6) 防災対策上必要な設備機器についての知識に関すること。
- (7) その他必要と認める事項

第3節 応急・復旧対策

本市における放射線関係事故対策としては、核燃料物質等の輸送中の事故及び放射性物質取扱施設における火災等を想定するものとする。

なお、本県を通過する核燃料物質の輸送物は専ら低濃縮ウランや六フッ化ウランなどのA型輸送物であるが、対策を定めるに当たり、B型輸送物をも視野に入れたものとする。

また、これら対策を講ずる場合にあっては、国などが行う主体的な対策と密接に連携し行うものとする。

第1 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

1 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

ア 核燃料物質等輸送時の事故情報等の連絡

原子力事業者（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第2条第1項第3号に定める者。以下「事業者」という。）の原子力防災管理者は、核燃料物質等（原子力基本法第3条第2号に定める物質及びそれに汚染された物質）輸送中に核燃料物質等の漏洩等の事故が発生し、それが「特定事象（原災法第10条前段の規定に基づき通報を行うべき事象）」に該当する事象である場合、直ちに原災法施行規則に定める「第10条通報」様式により、また、その後は以下の事項について、最寄の消防機関、最寄の警察署に通報するとともに、県、事故（事象を含む）発生場所を管轄する市町村及び関係省庁などに通報するものとする。

ア) 特定事象通報基準

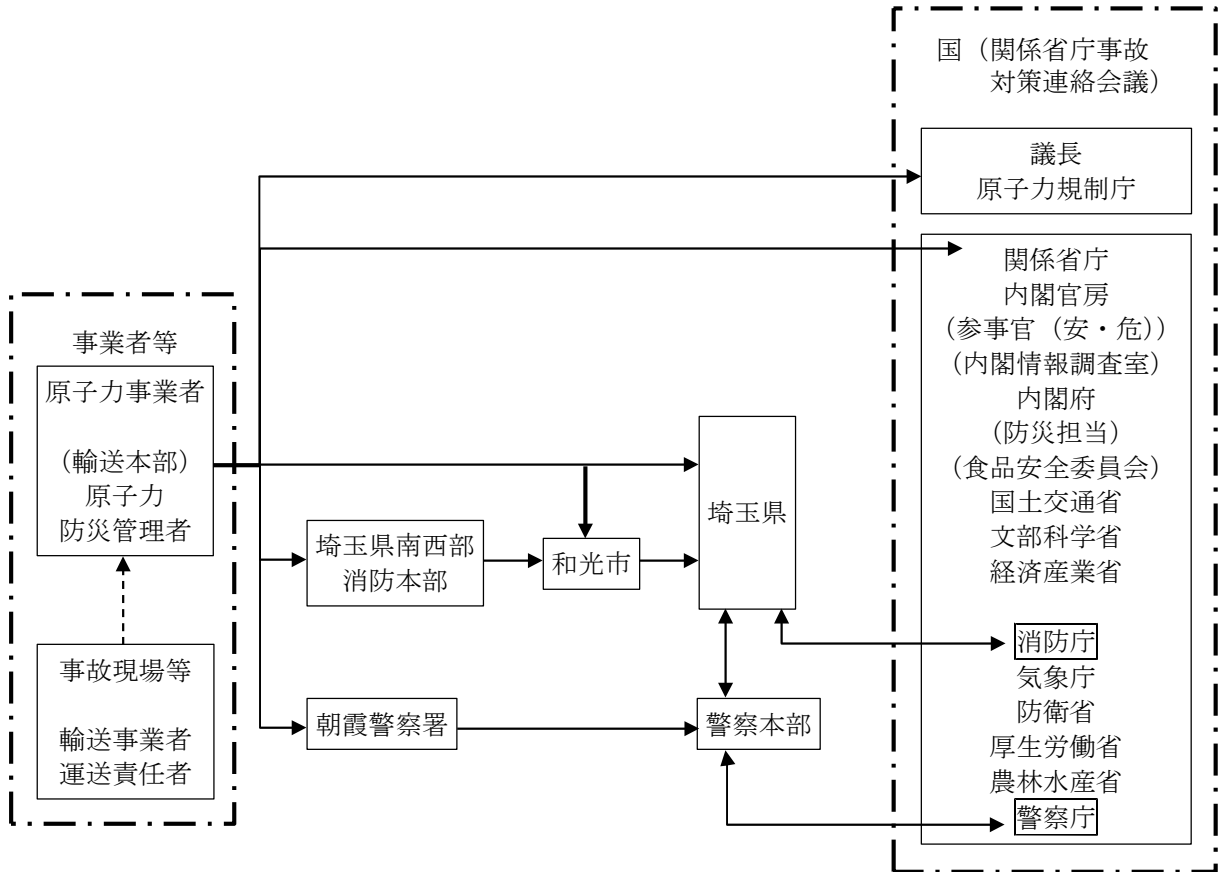
- a 事業所外運搬に使用する容器にあっては、1m離れた地点で100 μ Sv/h以上の放射線量を検出したとき
- b 事業所外運搬の場合にあっては、当該運搬に使用する容器（L型、IP-1型を除く）からの放射性物質の漏えい又は漏えいの蓋然性が高い場合

イ) 通報事項

- a 特定事象発生の場所及び時刻
- b 特定事象の種類
- c 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況
- d 気象状況（風向・風速など）
- e 周辺環境への影響
- f 輸送容器の状態
- g 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
- h 応急措置
- i その他必要と認める事項

イ 核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統

収集・連絡系統は、次のとおりとする。



ウ 核燃料物質等による事故の影響の早期把握のための活動

県は、原子力事業者等などが行う緊急時モニタリング（国、原子力事業者及び国の委託を受けて県が行う放射線量等の測定を「モニタリング」という。）の結果について、その通報を受けるなど、核燃料物質等による環境への影響について把握するものとする。

また、知事は、国、関係機関に対し緊急時モニタリングの実施、要員及び資材の派遣について、必要に応じて要請するものとする。

エ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を要請するものとする。

事業者の原子力防災管理者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

又、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国などに応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者と連携し、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 活動体制の確立

(1) 原子力事業者等の活動体制

事業者及びその委託を受けて核燃料物質等を輸送する者（以下「事業者等」という。）は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じるものとする。

事業者等は、事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、消火、汚染防止、立入制限等の事故の状況に応じた応急の措置を講じるとともに、警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置を実施するものとする。なお、事業者等の講ずべき措置は、次のとおりとする。

ア 関係機関への通報・連絡

イ 異常事態発生に伴う放射線モニタリング

ウ 消火及び輸送物への延焼防止

エ 輸送物の移動

オ 立入制限区域の設定及び立入制限（事故発生現場の半径 15m 以内について、立入を制限する）

カ 汚染の拡大防止及び除染

キ 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者の救出

ク その他放射線障害の防止のために必要な措置

(2) 警察及び道路管理者の対応

ア 事故への対応

核燃料物質等輸送事故の通報を受けた警察は、事故の状況把握に努めるとともに、警察本部及び関係警察署に災害警備本部を設置するなど指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 交通の確保

道路管理者及び警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

警察は、緊急通行路を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。交通規制に当たっては、警察及び道路管理者は、相互に密接な連絡をとる。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。

(3) 原子力事業者等の消火活動

核燃料物質等輸送中において火災が発生した場合は、原子力事業者等は輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。

埼玉県南西部消防本部は、原子力事業者等からの情報や専門家等の意見をもとに、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者等と協力して迅速に消火活動を行う。

また、被災地以外の市町村は、被災市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、迅速かつ円滑に応援を実施する。

(4) 消防機関の対応

埼玉県南西部消防本部は、核燃料物質等輸送事故の通報を受けた場合には、直ちにその旨を市及び県に報告するとともに、事故災害の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助・救急等の必要な措置を講じる。

なお、警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m 以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概

ね 100m を確保する。

(5) 埼玉県 の 活動体制

ア 情報収集等

県は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努めるとともに、応急対策を検討するものとする。

イ 国への連絡及び協力要請

県は、国との連絡調整を図りつつ、専門的知識を有する職員の派遣、必要な人員及び資機材の提供など事故対策についての支援・協力を要請するものとする。

ウ 自衛隊の災害派遣要請

知事は、事故の規模や収集した被害情報等から判断し、必要があると認める場合には、自衛隊の災害派遣要請を行うものとする。

市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行うものとする。

なお、自衛隊の災害派遣要請については、【Ⅲ震災対策編 第1章 第6節 支援要請・受援体制 《応急対策》 第4 自衛隊への災害派遣要請 震災-53】を準用する。

3 和光市の災害対策活動

市は、事故の状況に応じて速やかに職員の招集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、機関相互の連携を図るものとする。

(1) 情報収集等

市は、事故発生後速やかに、被害状況等の情報収集活動に努め、応急対策を検討する。

(2) 県への支援・協力要請

市長は、知事に対して、国への事故対策の支援・協力要請を行う。

また、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。

(3) 原子力緊急事態宣言発令時の対応

ア 災害対策本部の設置

原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発令して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は、災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(4)以降の措置を講ずる。

イ 原子力緊急事態発令基準（輸送時の事故）

火災、爆発等があり、当該運搬容器において次に掲げる放射線量又は放射性物質を検出したとき若しくは検出される蓋然性が高いとき

(ア) 事業所外運搬に使用する容器にあつては、1m離れた地点で10mSv/h以上の放射線量を検出したとき

(イ) 事業所外運搬の場合にあつては、当該運搬に使用する容器（IP型を除く）から、放射性物質の種類に応じてA2値等の漏えいがあったとき

ウ 災害対策本部の閉鎖

内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、又は原子力災害の危険性が解

消されたと認めるときは、災害対策本部を閉鎖する。

(4) 緊急輸送活動

市は、車両等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。

傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射性物質の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。

(5) 避難に関する勧告等

ア 「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示

市及び県は、原災法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合等、国から屋内退避又は避難に関する指示があった時又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の勧告又は指示の措置を講ずる。

イ 屋内退避及び避難の定義

(ア) 屋内退避

自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護する行動

(イ) 避難

放射線被ばくをより低減できる地域に移動する行動

ウ 屋内退避及び避難の指標

屋内退避、避難等の措置について指標は、次の表のとおりである。この場合においては、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、更に高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮する。

エ OIL 運用上の介入レベル (Operational Intervention Level。以下「OIL」という。) と防護措置

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率) β 線：13,000cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難基準に基づいて避難した避難者等をスクリーニングして、基準を超える際は迅速に除染。
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が 20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約 120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3 と同様、表面汚染密度は約 40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(6) 警戒区域の設定

市長は、事業者の原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が前表に掲げる線量に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定するものとする。

なお、警戒区域（応急対策を行うために必要な区域）の設定についての基本的な考え方は、次のとおりである。核燃料物質等輸送事故災害現場を中心とした円形（現場が帯状であった場合は楕円形）半径 15m とする。警戒区域として、原子力事業者が立入制限を行った事故発生現場の半径 15m 以内の立入制限区域を含め、道路上で事故発生現場の前後概ね 100m を確保する。

(7) 避難活動の指示

ア 地域住民への指示

市長は、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示をする。この避難誘導に当たっては、乳幼児、児童、妊産婦、高齢者、障害者等とその付添人の避難を優先し、必要に応じて車両等による搬送等の措置を講ずる。

イ 関係市町村、県及び関係機関との協力

市長は、警戒区域を設定した場合は、関係市町村長に通知するとともに、必要な屋内退避、又は避難の措置を、各地域住民に講じるよう指示等するものとする。

なお、県知事は、市町村の区域を越えてこれらの退避・避難を行う必要が生じた場合は、災対法第72条第1項の規定に基づき、受入先の市町村長に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施について、警戒区域の市町村長を応援するよう指示するものとする。

また、市長は、警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請するものとする。

(8) 避難所の開設・運営

市長は、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ、管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。避難所の開設に当たっては、情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努め、円滑な運営管理を図る。

また、避難所ごとに、避難者の早期把握に努めるとともに、避難所の良好な生活環境の維持に努める。

(9) 要配慮者への配慮

市は、乳幼児や児童、妊産婦、高齢者、障害者等要配慮者に関する避難誘導や避難所生活に十分配慮する。特に高齢者及び障害者等の避難所への健康状態の把握に努めるとともに、健康管理対策に努める。

(10) 住民への的確な情報伝達活動

ア 周辺住民への情報伝達活動

市、県及び防災関係機関は、核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供するものとする。

また、情報提供に当たっては、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮するものとする。

イ 市民・県民への的確な情報の伝達

市及び県は、市民・県民に対し、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達するものとする。

ウ 住民等からの問合せへの対応

市及び県は、必要に応じ、速やかに住民等からの問い合わせに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備するものとする。また、効果的・効率的な情報

の収集・整理並びに提供に努めるものとする。

(11) 核物質等の除去・除染

原子力事業者は、市及び防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。

(12) 各種規制措置及び解除

ア 飲料水・飲食物の摂取制限等

市及び県は、警戒区域を設定した場合など、事業者の原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行う。

これらの措置についての OIL と飲料水・飲食物の摂取制限の指標は、次の表のとおりである。

なお、IAEA では、OIL6 に係る飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間に暫定的に飲食物摂取制限を行うとともに、広い範囲における飲食物のスクリーニング作業を実施する地域を設定するための基準である OIL3、その測定のためのスクリーニング基準である OIL5 が設定されている。ただし、OIL3 については、IAEA の現在の出版物において空間放射線量率の測定結果と暫定的な飲食物摂取制限との関係が必ずしも明確でないこと、また、OIL5 については我が国において核種ごとの濃度測定が比較的容易に行えることから、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}			防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μSv/h ^{※2} (地上 1m で計測した場合の空間放射線量率 ^{※3})			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種 ^{※4}	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀物、肉、卵、魚、その他	1 週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg ^{※5}	
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。

※2 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。

※3 本値は地上 1m で計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線

量率計測機器の設置場所における線量率と地上 1m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

※4 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEA の GSG-2 における OIL6 値を参考として数値を設定する。

※5 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

イ 各種制限措置の解除

市、県、原子力事業者等は、環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があった時は、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。

(13) 被害状況の調査

市は、県の指示に基づき、次の事項に実施する。

ア 被災住民の登録

医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、市は、原則として避難所に収容した市民を登録する。

イ 被害調査

市は、次に掲げる事項に起因して被災地の住民が受けた被害について調査する。

(ア) 退避・避難等の措置

(イ) 立入禁止措置

(ウ) 飲料水、飲食物の制限措置

(エ) その他必要と認める事項

(14) 市民への健康調査

市は、退避・避難した市民に対して、必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。

また、緊急被ばく治療が必要と認められる者に対しては、県が把握している被ばく治療が可能な医療機関と連携を図り、収容等を行う。なお、この場合において、搬送等を行う場合は、二次汚染に十分配慮し、実施する。

第2 放射性物質取扱施設事故対策

核燃料物質及び放射性同位体元素の取扱施設における事故時の対応は次のとおりとする。

1 事故発生直後の事故情報の収集・連絡

(1) 事故情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱施設での事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業者は、施設において、何らかの要因による放射性物質の漏えい等の事故が発生した場合は、速やかに、市、県、消防本部、警察及び国の関係機関に通報する。

通報事項は、次のとおりである。

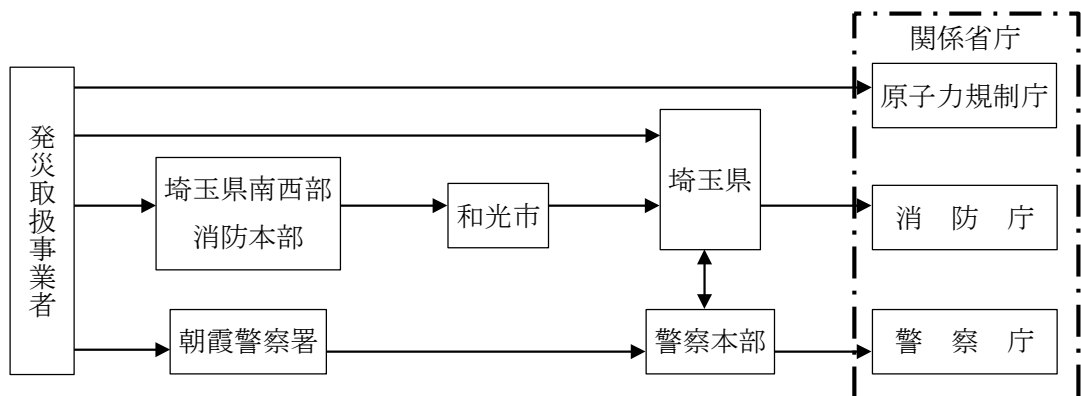
(ア) 事故発生の時刻

- (イ) 事故発生の場所及び施設
- (ロ) 事故の状況
- (エ) 気象状況（風向・風速）
- (オ) 放射性物質の放出に関する情報
- (カ) 予想される災害の範囲及び程度等
- (キ) その他必要と認める事項

埼玉県は、放射性物質取扱事業者から受けた情報を直ちに市及び総務省消防庁など関係機関等へ連絡するものとする。

イ 放射性物質取扱事業者の事故情報の収集・連絡系統

放射性物質取扱事業者の事故情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。



ウ 放射性物質による事故災害の影響の早期把握のための活動

県は、国と連携し、必要に応じて、放射性物質による環境への影響について把握するものとする。

エ 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

放射性物質取扱事業者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

又、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市に連絡するとともに、国に応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

(2) 通信手段の確保

市は、災害発生後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。また、電気通信事業者と連携し、県及び防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

2 応急対策活動への移行

市は、事故の状況に応じ災害対策本部を設置する。

また、応急対策活動については、【本節 第1 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策 事故-32】を準用する。

3 和光市の災害対策活動

【本節 第1 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策 事故-32】を準用する。

第3 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

原子力発電所事故災害対策については、【本節 第1 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策 事故-32】を準用する。ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び市、県による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行うものとする。

1 放射線量等の測定体制の整備

(1) 市民及び他市町村からの避難住民の外部被ばく程度を確認するための簡易測定

市は、市民及び他市町村からの避難住民に対し、その要望により、必要に応じて避難所、保健所、医療機関等において外部被ばくの程度を確認するための簡易測定の実施を県に要請する。また、必要な場合には、県と協力して健康相談の窓口を開設するものとする。

(2) 空間放射線量の測定体制の整備

市は、モニタリングポストにおける空間放射線量の測定だけでは十分な情報を収集できないとき、市民の日常生活に密着する場所で空間放射線量の測定を実施し、県や他市町村が実施した測定結果と合わせて、県（市）内における放射線量の分布を把握するものとする。

(3) 飲料水及び農畜水産物の放射性物質測定体制の整備

市は、飲料水及び農畜水産物の安全性を確保するとともに風評被害を防ぐため、原子力災害対策指針及び国等が定める環境放射線モニタリングに係る指針等に基づき、県や国と緊密な連携を取りながら、飲料水、農畜水産物及び飼料等の放射性物質の測定を実施し、市民に迅速かつ的確な情報を提供するとともに、必要に応じて摂取制限等を行うものとする。

(4) 浄水発生土及び下水道汚泥等の放射性物質測定体制の整備

市は、浄水発生土及び下水道汚泥等に含まれる放射性物質を測定することで、放射能濃度に応じた適切な管理を行うものとする。

2 他県からの避難住民の受入れについて

他県において原発事故が発生した場合の避難住民の受入れについては、【Ⅲ震災対策編 第1章 第24節 広域災害応援 震災-173】を準用する。

第6章 鉄道事故災害対策計画

市内において列車の衝突、脱線及び転覆等により、多数の死傷者を伴う鉄道事故が発生した場合、鉄道事業者等と連携し応急対策活動を実施する。

第1節 鉄道事業者等及び埼玉県の活動体制等

第1 鉄道事業者等の活動体制等

1 鉄道事業者等の活動体制

鉄道事業者等は、事故発生後直ちにその所掌事務に係る事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立ち入り制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。

警察官又は消防職員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。

2 東武鉄道株式会社の鉄道事故防止計画

東武鉄道株式会社は、平素から線路の巡回を実施して危険箇所の発見に努め、輸送の安全を確保するとともに、従業員に対しては、機会あるごとに、指導教育訓練を実施し、災害時における応急対策要領の徹底を図る。

【資料-219 東武鉄道株式会社鉄道事故防止計画】

第2 埼玉県の活動体制

県は、県内に鉄道事故が発生したときは、法令又は県防災計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の他の執行機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る事故災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する事故災害応急対策の実施を助け、かつ、総合調整を行う。

第2節 和光市の活動

【危機管理室】

市は、市内において鉄道事故が発生した場合には、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共団体及び市民等の協力を得て、応急災害対策活動を実施する。

第1 鉄道事故災害情報の収集及び報告

市は、市内において鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を収集する。

また、被害状況、災害応急対策活動に関して、市が既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、県に報告する。その他の基本事項、情報の収集、報告等については、【Ⅲ震災対策編 第1章 第7節 情報収集・伝達 《応急対策》 震災-58】を準用する。

第2 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に機関が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者及び子供等の要配慮者を優先して行う。

1 事業者等の対応

事業者は、鉄道事後が発生した場合は、列車内又は駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。

2 警察の対応

警察は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、消防機関と協力し列車内又は駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

3 埼玉県南西部消防本部の対応

埼玉県南西部消防本部は、鉄道事故が発生した場合は、事業者、警察機関と協力し、列車内又は駅構内の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入り禁止等の措置を講じる。

第3 災害現場周辺の住民の避難

鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命・財産に危害が及ぶ場合、市長、警察官等は、【Ⅲ震災対策編 第1章 第12節 避難対策 《応急対策》 震災-91】に準じ、避難の勧告または指示を行う。

第4 救急救助活動等

救急救助活動、医療救護活動、消火活動及び応援要請等については、【Ⅲ震災対策編 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策】の当該箇所を準用する。

第7章 航空機事故災害対策計画

市内に航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う航空機事故が発生した場合、県、隣接する市区、当該事業者及び防災関係機関等と連携し、速やかに応急対策を実施する。

第1節 応急対策

第1 活動体制

市域内に航空機事故が発生した場合、法令、県地域防災計画等の定めるところにより、近隣市区、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努めるものとする。

第2 情報収集と報告

市域内に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関するすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告を行う。その他の基本事項、情報の収集、報告等については、【Ⅲ震災対策編 第1章 第7節 情報収集・伝達 《応急対策》 震災-58】を準用する。

第3 避難誘導

1 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、事故機を所有する事業者、警察、消防機関等と連携して避難誘導を行う。避難支援については、【Ⅲ震災対策編 第1章 第12節 避難対策 《応急対策》 震災-91】を準用する。

2 住民の避難

航空機事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市は、【Ⅲ震災対策編 第1章 第12節 避難対策 《応急対策》 震災-91】に準じ、避難活動・支援を行う。

第4 救急救助活動等

救急救助活動、医療救護活動、消火活動及び応援要請等については、【Ⅲ震災対策編 第1章 地震災害に対する予防対策と応急対策】の当該箇所を準用する。

第8章 火山噴火降灰対策計画

【危機管理室、各課、埼玉県南西部消防本部、関係機関】

相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が中央防災会議で指摘されている。

富士山については、富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、市内では2～10cm程度の降灰が想定される。

このような大規模な降灰に対応するため、必要な事項を定めるものである。

第1節 火山噴火降灰災害予防

第1 火山噴火に関する知識の普及

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるよう、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

1 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁火山監視・情報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火発生が予測される場合に、予想される影響範囲を明示して発表する。居住地域に重大な影響が及ぶと予想される場合の名称は、「噴火警報（居住地域）」で、略称は「噴火警報」となる。火口周辺のみで重大な影響が予想される場合の名称は「噴火警報（火口周辺）」で、略称は「火口周辺警報」となる。

2 噴火警戒レベル

火山活動の状況を噴火時の危険範囲や住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したもの。噴火警戒レベルは火山ごとに導入され噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民や登山者、入山者等に必要にわかりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「平常」のキーワードを付けて警戒を呼びかける。

3 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

4 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

5 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高

まる可能性のある地域を発表する予報。

6 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報(居住地域)又は 噴火警報	居住地域及びそれ より火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫している状態と予想される場合	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合	レベル4 (避難準備)
噴火警報(火口周辺)又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れたところまでの火口付近	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	予想される火山現象の状況が静穏である場合、その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合	レベル1 (平常)

第2 事前対策の検討

市は、降灰によって生じることが想定される災害について、次に示す予防・事前対策を検討する。

- 1 住民の安全、健康管理等
- 2 降灰による空調機器等への影響
- 3 視界不良時の交通安全確保
- 4 農産物等への被害軽減対策
- 5 上下水道施設への影響の軽減対策
- 6 降灰処理

第3 食料、水、生活必需品の備蓄

富士山が噴火した場合、高速道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じることが想定される。

市は、【Ⅲ震災対策編 第1章 第13節 物資供給計画 《予防・事前対策》 震災-100】を準用した食料・飲料水の備蓄を行うとともに、発災時に冷静な対応を住民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、簡易トイレ、トイレットペーパー等生活必需品の備蓄(3日分以上を目標。可能であれば1週間以上を推奨)を促進する。

第2節 火山噴火降灰対策

第1 応急活動体制の確立

市は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、県及び防災機関等の協力を得て災害応急対策の実施に努める。

第2 情報の収集・伝達

【Ⅲ震災対策編 第1章 第7節 情報収集・伝達 《応急対策》 震災-58】及び【Ⅲ震災対策編 第1章 第8節 広報・広聴活動 震災-67】を準用するほか、次による。

1 降灰に関する情報の発信

気象庁が市内を対象として降灰予報を発表したとき、もしくは市内に降灰があったときは、市は、県と協力して降灰分布を把握するとともに、熊谷地方気象台等から降灰に関する風向き・風速情報を取得し、報道機関等の協力を得て、降灰状況を住民等へ周知する。

なお、防災情報システムで取得する火山噴火に関する情報は次のとおりである。

- (1) 噴火警報・予報
- (2) 火山の状況に関する解説情報
- (3) 噴火に関する火山観測報
- (4) 火山に関するお知らせ

2 降灰に関する被害情報の伝達

市は、以下に示すような降灰に関する情報（降灰及び被害の状況）を調査し、防災情報システム等により県に伝達する。

- (1) 降灰の有無・堆積の状況
- (2) 時刻・降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類・特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量・降灰の厚さ

3 降灰に伴うとるべき行動の周知

市及び県は、次に例示する降灰時にとるべき行動を、住民に発信する。なお、発信に当たっては、即時性の強いメディア（緊急速報メール、ツイッター、データ放送など）も活用する。

- (1) 外出については、マスクやゴーグルの着用や傘の使用、ハンカチなどで口元を覆う等、目やのどを保護する。
- (2) 家屋に火山灰が入らないように窓を閉める。洗濯物は外に干さない。
- (3) 自動車の運転では、多量の降灰により視界不良になるため、ライトの点灯やワイパーを使用し視界を確保する。また、滑りやすくなるため、スリップに注意する。

第3 避難所の開設・運営

降灰の堆積による荷重を原因とする建築物の倒壊により、住家を失った住民を収容するため、市は【Ⅲ震災対策編 第1章 第12節 避難対策 《応急対策》 震災-91】を準用し、避難所を開設・運営する。

ただし、避難所の運営にあたっては、降灰被害による呼吸器系、目や皮膚への影響等について、被災者の健康管理に配慮し、健康相談及び診断のための人員配置に努める。

また、大量降灰等により浄水場の配水処理能力が低下し、給水量の減少が予想される場合は、速やかに避難所等への給水体制を確立させる。

第4 医療救護

【Ⅲ震災対策編 第1章 第11節 医療救護活動 《応急対策》 震災-84】を準用する。

第5 交通ネットワーク・ライフライン等の応急・復旧対策

【Ⅲ震災対策編 第1章 第4節 災害に強いまちづくり 《応急対策》 第3 ライフライン施設の応急対策 震災-36】及び【Ⅲ震災対策編 第1章 第4節 災害に強いまちづくり 《応急対策》 第4 道路交通対策 震災-37】を準用した対応を行う。なお、降灰による被害の様相及び二次災害の可能性等を各実施主体が平常時から調査し、いち早く被害の軽減及び復旧活動が行えるよう対策を講じるものとする。

既往災害では以下のような事例が報告されている。

1 電気設備

- (1) 降灰の荷重により、電線が切れる。
- (2) 雨を含んだ火山灰が付着した碍子の絶縁不良によってショートする。

2 上水道

- (1) 水道施設内のろ過池に降灰があり、濁水により取水ができなくなる。
- (2) 火山灰は火山ガスを付着しているため、状況によりフッ素や塩素などの水質の値が上昇する。

3 道路

降灰が側溝に溜まり流れが悪くなる。

第6 農業者への支援

農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。

また、火山灰が多量に土壤に混入すると、土壤の理化学性を悪化させ、作物の生育に悪影響をもたらすとされている。そのため、土壤への土壤改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。

第7 降灰の処理

- 1 火山灰の除去は、原則として土地所有者又は管理者が行うものとする。民有地内の降灰の除去は、各家庭又は各事業者による対応を原則とする。

- 2 道路における降灰処理については、緊急輸送道路等を優先することとし、緊急性がある場合には道路管理者間で調整を行い、速やかな除灰を行う。
- 3 宅地など各家庭から排出された灰の回収は、市が実施するものとする。また、各事業者から排出された灰については、一時的仮置き場までの運搬は各事業者（各施設管理者）の責任において実施するものとする。
- 4 市は、火山灰の一時的仮置き場の設置、火山灰の利用・処分方法の検討実施、上下水道施設における降灰の処理など、必要な降灰処理対策を行う。
- 5 市及び県は、火山灰の処分場所を事前に選定する。

第8 広域一時滞在

火山の噴火により広域避難を余儀なくされる他市町村の住民の受入れについては、【Ⅲ震災対策編 第1章 第24節 広域災害応援 《応急対策》 震災-174】を準用する。

第9 物価の安定、物資の安定供給

噴火によって引き起こされる物流障害に伴い、不安心理からくる買い占めや事業者の売り惜しみ等、生活必需品の供給が過度に阻害されることがないように、市は、住民や事業者に冷静な行動を求める。

また、食料をはじめとする生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買い占め、売り惜しみが生じないように監視するとともに、必要に応じて指導等を行う。

第9章 防災関係機関のライフライン施設防災計画

第1節 電気通信設備

【東日本電信電話株式会社埼玉事業部】

東日本電信電話株式会社埼玉事業部は、県の地域における電気通信設備の災害に対する準備警戒、情報連絡、非常活動及び電気通信設備が被災した場合の復旧を迅速、的確に行うことを目的として、災害の発生が予想される場合は、当該事業部に情報連絡室を設置し、準備警戒体制をとり、適切な措置を講ずる。

【資料-220 災害等対策実施細則（東日本電信電話株式会社埼玉事業部）】

第2節 電力施設

【東京電力株式会社埼玉支店】

東京電力株式会社埼玉支店は、埼玉県和光市防災会議の構成員として、市内の台風、雪害、水害、地震、塩害その他の非常災害に際し、人身事故を防止し、電力施設の被害を最小限ならしめるとともに、被害の早期復旧を図ることを目的として、あらかじめ非常態勢の組織を編成して、万全の準備を樹立しておく。

【資料-221 電力施設応急対策計画（東京電力株式会社埼玉支店）】

第3節 ガス施設

【東京ガス株式会社】

東京ガス株式会社は、災害対策基本法第39条第1項及び大規模地震対策特別措置法第6条第1項の規定に基づき、ガス施設にかかる災害予防・災害応急対策及び災害復旧のための諸施策の基本を定めることにより、円滑かつ適切な防災業務活動の遂行を図る。

【資料-227 防災業務計画（東京ガス株式会社）】